

平成25年度第1回庁議 会議録

[日 時] 平成25年4月8日(月) 15時00分～16時45分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 平成25年度部局執行方針について (各部局)

(2) 平成25年度予算執行方針について (企画部)

3 連絡事項

「新居浜市地域防災計画(平成24年度修正版)」について

1 市長あいさつ

4月の人事異動もあり、新たなメンバー構成での初めての庁議となりますが、庁議は新居浜市の最高の意思決定機関であるということを、常に認識して、この会議に臨んでいただきたいと思います。

本日の議題には部局の執行方針があがっておりますが、3月市議会で私が申し上げました平成25年度施政方針の着実な実現に向けて、各部局長がおおいに指導力を発揮し、部局、課所の職員が一丸となって事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。

2 議 事

(1) 平成25年度部局執行方針について (各部局)

市長	<p>平成25年度部局執行方針について各部より、説明をお願いする。</p> <p>なお、重要事業・懸案事項として新規に追加しようとする項目、そして、廃止しようとする項目については、各部局よりご説明のうえ、この庁議で追加・廃止の決定を行う。</p> <p><各部局長が、別添資料、平成第25年度部局執行方針に沿って説明></p>
企画部長	<p>企画部は、第五次長期総合計画を着実に実行するため、政策の総合調整を図り、目指す将来都市像の実現並びにマニフェストの実現に向けて、引き続き事業の選択と集中に努めるとともに、政策懇談会を設置することにより広く市民の提言等をいただき、持続可能なまちづくりに取り組んでいく。</p> <p>そのために、更なる行政経営改革の推進や効果・効率的な財政運営による健全財政の維持、広報・広聴機能の強化、基幹業務システム等の安定的な運用による行政機能の向上に努める。</p> <p>また、別子銅山の近代化産業遺産の保存・活用を進めるとともに、本年度は、総合文化施設の建設に着手し、施設の運営等についても具体的な検討を進めていく。</p> <p>執行方針の項目数は、15項目、その内、新規項目は1件、廃止項目は無、6つの項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号1の「第五次長期総合計画の着実な推進」は、目指す都市像実現に向けて、事業を展開していくにあたって、しっかりとした進捗管理を行っていく。事務事業評価や昨年導入した施策評価も活用しながら、実施計画の進捗状況の把握や設定した各指標の達成状況の進捗管理をしていく。また、合わせて公約実現に向けての進捗管理を重点的に行う。</p> <p>次に、7番の「政策懇談会の設置」については、まちづくりの推進にあたって、広く市民の声を聴いて、各種施策に反映させるため、市民と行政の意見交換、政策提案の場となる懇談会を設置する。今年度は、重点課題のうち、「経済の再生」と「地域コミュニティの再生」の2つを主要テーマとして考えている。</p> <p>次に、8番の「情報提供メディアの複合的な利活用」については、従来からの情報媒体をさらに活用して、積極的な情報提供に</p>

<p>総務部長</p>	<p>努めるが、今年3月から新たに運用を開始したフェイスブックやユーチューブを使って、写真や動画による新居浜市の様々な情報を魅力的に発信していく。</p> <p>次に、11番の「行政機能の向上」については、基幹業務システム、庁内LANの安定的な運用に努めるが、今年度、財務会計システムを更新するので、時代の変化に対応した効率的なシステムを構築したい。</p> <p>次に、13番の「近代化産業遺産の保存・活用の充実」については、「別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画」を推進することを基本とするが、特に、市内外への積極的な情報発信と、産業遺産のブランド価値アップを目指していく。今年度は、端出場水力発電所について、国の重要文化財の指定に向けて、今回作成した調査報告書を基に、文化庁との具体的な協議を進める。</p> <p>また、県との共催事業として、11月に大阪で別子銅山のパネル展を実施するなど、情報発信のための様々な手段を講じていく。</p> <p>次に、14番の「総合文化施設の建設」については、新居浜駅前地区の賑わいづくりの核施設として、また、「創る・学ぶ・育む」をキーワードに、新しい文化創造の拠点として、施設の建設に着手する。本年度は、工事の進捗管理と施設開設後の運営方法や事業展開の内容について、具体的に検討する。</p> <p>総務部は、職員、行政組織、庁舎、契約、財産、また市税の賦課徴収及び税外債権の適切な管理によって、円滑な行政執行を推進する。</p> <p>そのため、組織の効率化と職員の育成及び健全財政の維持に向け、職員研修の充実、市税等の徴収率の向上、市有財産の有効活用などに取り組む。</p> <p>特に、今年度は、市役所の再生の一環として、チャレンジ精神が発揮できる組織となるような人事評価システムの改善を推進する。</p> <p>総務部の執行方針の項目数は11項目あるが、このうち3項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号4「職員の意識改革」については、そのひとつの手段として、職員を成長させることを目的とした新たな人事課制度の導入を図っていく。行政サービスは、多種多様であり、</p>
-------------	---

<p>福祉部長</p>	<p>求められる成果が異なることから、地道な仕事に対する着実な取り組み、日々の業務指導に対する職員の対応等も見極めながら、職員個々の業務の達成度や業績に対し、客観的に適正な評価を行われなければならない。</p> <p>「評価する側」の研修と意識改革に努め、頑張って仕事をした職員の評価が適正に処遇に反映される人事評価システムの構築を目指し、組織の活性化を図っていく。</p> <p>次に、項目番号5「職員の給与管理」については、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復興のため、また今後の備えとして、全国的に防災・減災事業を進めなければならない等の理由により、国（総務省）からは、平成25年度の給与について「遅くとも7月までに条例改正の上、国に準じた給与削減（職員平均7.8%削減）を実施するようにとの厳しい要請がきている。</p> <p>地方にとって、大変貴重な財源である地方交付税の算定にも影響がでる制度設計となっているようであり、早急に、他の自治体の方針把握等に努めながら、具体的な方針を決定していく。</p> <p>次に、事業番号11「債権管理事務執行体制の確立」について、滞納事案の移管については、昨年度の保育所保育料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料に加えて、下水道事業受益者負担金についても債権管理委員会で審議のうえ、総数で80件を決定し、5月には移管引受の催告書を送付のうえ、滞納処分に着手していく。</p> <p>また、昨年度に引き続き、債権管理対策室と収税課が合同で、市税及び税外移管債権の滞納者に対して、自動車及び不動産の差押を実施し、公売の実施に取り組んでいく。</p> <p>福祉部は、誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしを実現するため、支援の必要な高齢者や障がい者、児童、女性など社会的弱者の課題に対応するとともに、地域における新たな支え合いの構築に向けて、取り組んでいく。</p> <p>しかしながら、現状では地域の支え合いの仕組みが十分ではなく、高齢者の孤立や貧困、心身の問題など負の連鎖が顕在化している。</p> <p>また、介護給付費や医療費など社会保障費の増加により、介護保険や国民健康保険の被保険者の保険料負担も増すなど、自立した生涯を長く続けるための市民の健康づくりと給付の適正化が求</p>
-------------	--

められている。

このことから、関係部局が連携し広く横断的な施策の展開を図ることで、市民の健康づくりと介護予防に取り組むとともに、地域包括ケアネットワークの構築により住み慣れた地域で安心した暮らしを送ることができるよう取り組んでいく。

それでは、全16項目のうち、12項目について説明する。

まず、項目番号1「心身障害者福祉センターの大規模改修」については、平成24年度に工事が完了したため廃止とする。

次に、項目番号2「くすのき園の民間移管及び大規模修繕」については、新居浜市立障害者支援施設移管先事業者選考委員会の審査の結果、くすのき園の移管先事業者の候補者となった社会福祉法人わかば会に、建物・設備を譲与するため、6月議会で「市有財産の無償譲渡について」の議案を上程し、議決を得たのち平成26年4月1日付で移管する。移管に当たって、移管後に不備の無いよう、屋上防水工事や外壁補修などの大規模修繕工事を実施する。

次に、項目番号3「民生委員児童委員の一斉改選」については、民生委員法に基づき3年ごとに実施されるもので、4月の民生委員推薦会での選任に関する方針決定の後、連合自治会理事会及び公民館長会での説明・協力要請の後、校区推薦準備会を経て、294人の推薦候補者を決定し、12月1日付での一斉改選となる。

次に、項目番号5「慈光園の指定管理者制度導入」については、指定管理者の指定が完了し、今年度から指定管理者制度に移行したため、廃止とする。

次に、項目番号6「介護給付適正化事業の推進」については、介護給付費の増加により第1号被保険者の保険料負担が増大していることもあり、事業所指導や監査の実施、介護認定調査体制の強化などにより、引き続き取り組んでいく。

次に、項目番号7「介護予防事業の推進」については、介護や支援が必要となるおそれのある方が対象となる二次予防事業の対象者把握事業の拡充と、事業参加の勧奨の強化により、参加者数の増加を図る。また、すべての高齢者を対象に実施する一次予防事業については、地域の健康増進を担うボランティアや各種団体等、地域コミュニティと連携し、地域コミュニティが自主的に取り組む介護予防を目指していく。

次に、項目番号9「子ども・子育て支援新制度施行への円滑な

<p>市民部長</p>	<p>移行」については、平成24年8月22日に公布された子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月1日から本格施行されることから、新制度施行に向けた円滑な移行を図っていく。</p> <p>次に、項目番号10「東新学園の建て替え」については、国から示された通知に照らし、児童養護施設の小規模化に向けた協議を行い、児童養護施設以外の機能を持った福祉施設についても検討を行ったうえで、建設時期・建設場所・施設の形態・運営方法等について基本方針を決定したいと考えている。</p> <p>次に、項目番号12「若水乳児園・若宮保育園の建て替え」については、建て替えが完了したので、廃止とする。</p> <p>次に、項目番号15「救急医療体制の確保」については、昨年度実施した救急勤務医や市民の意識調査結果に基づき、新居浜市救急医療体制維持確保検討委員会により協議を行い、市民に対し適正受診の啓発を行っていく。</p> <p>最後に、項目番号16「元気プランにいはま21」二次計画の策定については、昨年度実施した最終評価を基に、新たな健康問題を踏まえ、平成26年度から10年間を見据えた健康づくりの目指すべき姿や方向性について検討し、市民の皆様が主体的に健康づくりを実践し、健康寿命の延伸につながるよう取り組んでいく。</p> <p>市民部は、長期総合計画フィールド6（自立協働）に掲げている「多様な地域主体が自立連携する協働型社会の実現」を目指すため、市民生活における、安全安心のまちづくりを最優先に、安全安心な生活空間の形成、地域コミュニティの充実、人権、男女共同参画、多様な主体による協働の推進などの課題に取り組んでいく。</p> <p>特に、今年度は、地域コミュニティの再生を最重要課題とし、市民と行政の役割分担を見直すために、協働のあり方を議論する機会を拡充させる。また、防災、減災に関する市民意識の醸成を図るとともに業務継続計画（BCP）の策定により体制整備に努める。いずれも、職員のみなさんの部局を越えた横断的な連携と全庁的な取り組みが必要となることから、関係部局の積極的な協力をいただき、施策の展開をしていく。</p> <p>市民部では、15項目の執行方針を提出しているが、うち8項目について概要を説明する。</p>
-------------	---

まず、1番目の「新居浜市まちづくり協働オフィス事業の推進」については、平成18年7月にまちづくり協働オフィスを設置し、平成19年度から重要事業として取り組み、一定の成果が出ていることから、事業は継続するが、重要事業としては廃止したいと考えている。

次に、2番目の「地域コミュニティの再生」については、従来の「コミュニティ活動への支援」から項目名を変更し、重点的に取り組んでいく。次に、3番目の「防犯灯LED化の推進」については、新規の項目だが、自治会防犯灯は、地域の防犯対策のほか、地球温暖化対策にも効果があることから、現行の補助基準を見直し、平成26年度から事業実施に向け検討し、LED化の推進のための整備方針を今年度中に決定したいと考えている。

次に、9番目の「DV対策（支援及び予防）の推進」について、DV（ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力））対策の充実強化については、配偶者暴力相談支援センターは、平成25年8月1日に設置されることから、関係者との連携・協力のもと、DVの防止及び予防に取り組み、相談業務の充実をはじめ、被害者の一時保護や緊急避難に要する資金援助などの被害者支援等をさらに充実していく。

次に、10番目の「ワンストップサービスの実施」については、当面は、大幅な組織変更や、多額の経費を要する庁舎改修を伴うような総合窓口ではなく、低コストですぐにできることから、ワンストップサービスプロジェクト会議において協議、検討を行い、できることから順次取り組んでいく。届出書や申請書の様式についても、実現可能な方法を検討して、より市民にとって分かりやすいシステムの整備に努めていく。

次に、12番目の防災行政無線（二次整備）の拡充・強化については、平成24年度で二次整備が完了したことから、廃止したいと考えている。

また、14番目の地域防災計画の修正についても、平成24年度に修正が完了したので、執行方針から除くということで廃止の扱いとしている。今後は、国・県等の計画変更に適宜適切に対応していく。

次に、15番目の「業務継続計画（BCP）の策定」については、今年3月1日に修正、決定された地域防災計画に基づき、大規模災害発生時における災害応急対策や、優先度の高い通常業務

<p>環境部長</p>	<p>を発災直後から適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を25年度中に策定できるよう取り組んでいく。</p> <p>環境部は、地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現を目指し、ごみの減量化や地球温暖化対策、水環境の向上に取り組んでいく。</p> <p>環境に対する取り組みは、行政としてのリーダーシップが必要とされるとともに、市民一人ひとりが環境について考え、行動していただく必要があるので、学習の機会を増やして、啓発活動にさらに努めていく。</p> <p>本市には、平成19年に設立した「にいはま環境市民会議」や、平成20年に設立した「レジ袋削減推進協議会」、平成21年に設立した「新居浜市地球高温化対策地域協議会」といった市民、事業者、行政が一体となって取り組むための組織ができていくことから、こういった組織の活動を通して環境活動を広げていく。</p> <p>また、職員は自らが市民の一人として、まずは家庭で、そして地域に入って、いろいろな生活の場で環境活動を実践するとともに、常に改善の意識をもって業務にあたり、新たな事業展開を目指していく。</p> <p>次に、部局執行方針は、5項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号1番の「ごみ減量化推進」については、生ごみ堆肥化を中心とした減量施策をさらに進めるため、今年度、50世帯3地区程度を校区単位で募集し、年2回、段ボールコンポストでたい肥化を実践してもらい、出来たたい肥を道路や公園の花壇等に利用する「生ごみたい肥化地域環境整備モデル事業」を実施する。</p> <p>次に、項目番号5番の「地球温暖化対策の推進」については、市民、事業者等で組織する委員会での素案づくりやパブリックコメント、環境審議会を経て、地球温暖化対策地域計画が完成したので、前項目名の「地域計画の策定」を「対策の推進」に改め、今年度は印刷製本を行ない計画の実施・推進に向けて取り組んでいく。</p> <p>次に、項目番号6番「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画の策定」については、現行計画が平成25年度に最終年度をむかえるため、それぞれの計画の進捗状況を踏まえ、昨年度、アンケート調査や資料収集に着手しているが、平成25年度は委員会</p>
-------------	--

経済部長

を設置して計画策定を進めていく。

次に、項目番号 8 番の「墓園・墓地の適正管理」については、平尾墓園について、空き墓地等の再使用や使用料の再徴収を検討し、適正な管理に資するため、使用者調査を継続実施する。

最後に、項目番号 11 番の「下水道事業経営の健全化」については、下水道使用料をこれまで 4 年ごとに改定をしてきたが、今回は平成 26 年 4 月となるため、今後の財政計画を立て、健全な経営を確保するための適正な原価を把握し、料金改定を行う。

経済部は、市長が施政方針で行政運営の柱に掲げている「経済の再生」を目指し、行政と住友各社、地元企業、各種団体とのネットワークを構築し、地域産業活性化を着実に推進していく。

このため、商工業、農林水産業、観光・物産の振興をはじめ、運輸交通体系の整備、雇用環境の整備・充実に努めていく。また、記念すべき別子山地区の合併 10 周年事業に取り組むとともに、別子山地区の地域振興に努めていく。

また、懸案事項となっている端出場温泉保養センター、デマンドタクシーの導入、筏津山荘改築事業、別子山地区の飲料水供給施設整備事業などについては、解決に積極的に取り組んでいく。

それでは、平成 25 年度経済部執行方針 25 項目の内、主要な新規 8 項目及び廃止 6 項目について説明する。

まず、項目番号 1 「住友各社及び地元企業等の連携強化」については、住友各社をはじめ、市内中小企業の考え方を聞くなど、連携強化を図り、適切な産業振興策等を講じていく。

次に、項目番号 2 「企業誘致及び企業留置の推進」については、平成 25 年度に企業立地促進条例を改正することにより、新規企業の立地、既存企業の新規投資の促進に努めていく。また、観音原地区の内陸型工業用地の整備に向けた調査に取り組んでいく。

次に、項目番号 3 「新居浜ブランドの創設」につきましては、平成 25 年度から、市内事業所が持つ優れた技術や製品を「新居浜ものづくりブランド」として認定し、愛媛県と連携しながら、販路開拓・受注開拓を重点的に支援していく。また、新居浜高専や愛媛大学等とも連携し、新たなブランド品の創出にも取り組んでいく。

次に、項目番号 4 「商店街の活性化」につきましては、銅夢にはまの活用方策等も含め、商工会議所や商店街関係者等と協議

していく。

次に、項目番号9「端出場温泉保養センターの再生」につきましては、株式会社マイントピア別子の新規事業の成果を見極めながら、マイントピア別子という施設全体を、より効果的、一体的に利活用できる方策について、できるだけ早い時期に具体的な方向性を決定したいと考えている。

次に、項目番号12「公共交通体系の整備（生活路線バス、デマンドタクシー）」につきましては、バス交通空白地域を解消するため、平成23年1月11日から荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象に試験運行をスタートし、時刻表の増便、予約締め切り時刻の緩和、割引制度の拡充等の改善を行ってきた結果、当初、一日平均で4、5人だった利用者数が、現在では約20人程度に増加している。

今年度の運行計画については、9月までは、現在の形態での運行を引き続き実施する。10月以降は、利用対象地域を、川東地区全域、別子山地区を除く上部地区全域に拡大して、平成26年9月までの1年間、試験運行を継続することとし、拡大後の実績、事業者への影響及び市民アンケート結果等を検証したうえで、本格運行移行の可否を検討していきたいと考えている。

次に、項目番号13「観光宣伝の充実」については、新居浜市の観光施設、特産品等の「観光素材」の掘り起しとそれらを活かした着地型旅行商品の開発及びそれに関わる人たちの人材育成のための勉強会を開催する。また、新居浜ブランドの育成・拡大に向けて、愛媛県や県内市町と連携して、大阪で開催する「愛媛県市町連携フェア」に参加し、商品の普及宣伝や販路拡大による観光振興を図っていく。

次に、項目番号19「有害鳥獣の駆除対策強化」については、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会を中心に市内の各猟友会及び農業や林業関係機関と連携しながら、イノシシ等の駆除・捕獲に努め、農作物等への被害防止、減災に取り組んでいく。

なお、項目番号5番「さらなる企業立地の推進」、6番「高齢化社会に対応した商店街づくり」、7番「クリーンエネルギー対策への研究開発支援」、8番「世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの取り組み」、11番「運輸交通体系の整備推進と地域循環バスの導入」については、新規項目として説明した同趣旨の項目

建設部長

への変更のため廃止とする。

また、20番「ため池浸水想定区域図作成事業」は事業終了のため廃止とする。

建設部は、都市基盤整備を推進するとともに、既存施設の維持保全に努め、「人が集い、快適で利便性の高い都市の実現」にむけて、取り組んでいく。

中でも、JR新居浜駅周辺整備については、駅周辺地区における利便性の向上を図るため、「南北自由通路」の継続整備と、「駅南駐車場」の新規整備、シンボルロードのモニュメント設置に取り組むとともに、32街区の一体利用を図るための条件整備に取り組む、駅前のにぎわいづくりを進めていく。

安心、安全のまちづくりについては、南海トラフ大地震の発生が想定されるなか、公共施設の耐震化対策が急がれるところであり、各施設の耐震診断と耐震改修工事を、関係部局と調整協議しながら実施していく。

次に、部局執行方針は、新規1項目を含む7項目について説明する。

まず、項目番号1の「駅南北一体化による新都市拠点の形成」については、これまでの「駅南の面整備、鉄道高架化などの実現のために関係機関と積極的に協議を進める」から項目名を変更し、駅南地区の整備について、多方面からの意見や議論をいただき、検討を進めていく。

次に、項目番号2の「都市計画マスタープランの見直し」については、平成25年度より基礎調査に着手するため、新規に追加した。

次に、項目番号4の「都市公園の整備」については、これまでの「川東地区の公園整備」から項目名を変更し、神郷公園については、平成26年度の完成を目指して整備を進めていく。また、旧藤田邸跡地については、岡城館歴史公園として、景観や歴史的な側面を生かした公園整備を行う。

次に、項目番号8の「上部東西線の整備」については、市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの延長908mのうち、第1期として整備している市道中須賀上原線から市道横山高尾線までの387m間を、今年3月28日供用開始したので、今年度より残り532m間の用地買収を行っていく。

議会事務局長

次に、項目番号9の「角野船木線改良事業」については、第3工区の市道国領高祖線から新居浜インター入口までの延長680m間が、支障電柱等の移設に日数を要したため繰越ししたが、6月末を目指し工事を進めている。合わせて今年度から新たに第2工区の新田東縦道線から市道国領高祖線までの693m間の用地買収に着手する。

次に、項目番号10の「主要幹線道路の整備促進」については、これまでの「国道11号新居浜バイパス」から項目名を変更し、国道バイパスに加えて、県道の郷桧の端線と西町中村線についても、引き続き未整備区間の整備促進を要望していく。

最後に、項目番号11の「市営住宅の住環境整備」については、平成23年度に策定しました「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に沿って、市営住宅の計画的な修繕、耐震化に取り組んでいく。この内、市営住宅の耐震化については、本年度は、南小松原団地7-3号棟を含め3棟の耐震診断、補強設計を予定している。

議会事務局は、開かれた議会を目指し、より市民にわかりやすく親しまれる議会となるよう、情報提供、情報発信を一層推進していく。

そのため、平成25年4月1日から施行された、議会及び議員の活動原則、市民・行政との関係など、議会の基本的事項を定めた新居浜市議会基本条例の趣旨にのっとった運営に努めていく。

次に、項目ごとに説明する。

まず、項目番号1「議会の活性化」については、市民との意見交換の場である意見交換会の実施等について検討を行うとともに、議会事務局としても歩調を合わせて、更なる議会の活性化に取り組んでいく。

次に、項目番号2「市議会本会議のケーブルテレビのデジタルハイビジョン化への対応」について、市議会本会議の放映については、平成11年9月議会からケーブルテレビによる生中継を実施し、さらに平成19年度からは、ケーブルテレビ録画放送及びインターネット映像配信を開始するなど、市民の視聴できる機会を増やし、市民の利便性の向上に努めてきた。

今後は、ケーブルテレビでの議会放送のデジタルハイビジョン化に向け、庁内関係課及びケーブルテレビ局との協議を行い、1人でも多くの市民にきれいな画像が提供できるよう努めていく。

水道局長	<p>水道局は、安全で良質な水の安定供給に向けて取り組んでいく。</p> <p>まず、効率的な経営の推進とサービス、信頼性の向上の面からは、水道の運営基盤の強化のため、必ず解決しなければならない瀬戸寿上水道問題については、「新居浜市瀬戸寿上水道問題検討委員会」において、組合と市上水道との統合に向けた取り組みを継続的に行い、一日も早い問題解決を図っていくと同時に、地方公営企業会計制度の、平成26年度予算からの大幅な見直しへの円滑な移行を進めていく。</p> <p>次に、水道施設の整備促進及び耐震化の面からは、上水道の安定供給に向けて「新居浜市水道ビジョンに掲げた、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化及び整備を行っていく。</p> <p>最後に、いつでも安心して飲めるおいしい水の提供については、現在工事中の水道施設監視システム更新工事を完成させ、新システムの運用を開始することにより、安心して安全な給水確保に努めていく。</p> <p>水道局からは、新規と廃止1項目ずつを含めて9項目を設定し、その内の5項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号2「地方公営企業会計基準の見直し」については、新規項目であるが、地方公営企業会計制度が、昭和41年以降初めての大規模な見直しがなされ、まず予算決算等への対応について、平成26年度から全面適用されることから、会計規程の改正等の必要な作業を的確に行い、新会計制度への円滑な移行を図っていく。</p> <p>次に、項目番号3「瀬戸・寿上水道問題への取り組み」については、「新居浜市水道ビジョン」に掲げているとおり、水道の運営基盤の強化の面から必ず解決しなければならない問題ととらえており、「新居浜市瀬戸寿上水道問題検討委員会」において、組合と市上水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスについて協議を継続的に行い、一日も早い問題解決に向けて取り組んでいく。</p> <p>次に、項目番号4「施設の整備促進（新山根・船木・金子山配水池等）」については、上水道の安定供給に向けて、新居浜市水道ビジョンに基づいた災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を行って、公約の実現に取り組んでいく。</p> <p>平成25年度は、引き続き、上部給水区の安定給水に向けて新</p>
------	--

<p>教育委員会事務局長</p>	<p>山根配水池、船木配水池及び新山根送水場の整備を行っていく。</p> <p>また、今後、川西給水区の安定給水に向けて、金子山配水池及び滝の宮送水場の更新、耐震化計画の方針を決定していく。</p> <p>次に、項目番号6「管路台帳システムの整備」については、平成24年度において管路台帳システムが構築され、配管図及び給水申請書等の各種情報をデータ化し、一元管理することが可能となったことから管路台帳システムの整備は廃止とする。</p> <p>最後に、項目番号9「水道施設監視システムの更新」については、平成6年度から稼働している現行システムが老朽化してきたことから、平成24年度に、平成25年度までの2カ年継続事業で更新工事を発注し、工事を進めている。</p> <p>平成24年度は仕様を決定し、機器の製作に着手した。平成25年度は、機器の据付を行い、順次新旧システムを切替え、平成25年度末に本格稼働させることにより、高い信頼性と効率的な運用を実現し、安心して安全な給水確保に努めていく。</p> <p>教育委員会は、「すべての市民が、健康で心豊かな人間性を自ら養い、個性を発揮できる教育」を実現させるため、市民の生涯にわたる学習活動の充実を図るとともに、公民館等を中心とした学びの成果を活かした地域づくりを推進する。</p> <p>また、引き続き、教育環境の整備を図り、学校教育の充実に努めながら、特別支援教育についても、積極的に取り組んでいく。</p> <p>市民の芸術文化活動への支援を行うとともに、生涯スポーツ社会の実現のため、環境整備に取り組んでいく。</p> <p>それでは、教育委員会事務局の執行方針として21項目を挙げており、その内、7項目について、説明する。</p> <p>まず、項目番号5の「大島小学校校舎の地域交流センターとしての改修」については、大島小学校の廃校に伴い、旧校舎を、大島地区住民が利用できる地域交流センターとして利活用するために、今年度、改修する予定にしている。</p> <p>次に、項目番号6の「家庭・地域の教育力の向上」については、学校支援地域本部事業の定着を図るとともに、子ども見守り隊の一層の活動充実を図っていく。</p> <p>また、放課後児童クラブについては、今年度から長期休暇中は対象者を小学校4年生まで拡充するとともに、放課後子ども教室との連携を強化し、地域ぐるみで子ども達の健全な育成に取り組</p>
------------------	--

消防長	<p>む体制づくりに努めていく。</p> <p>次に、項目番号9の「大島小学校のありかた」については、先ほど申し上げたとおり、地域交流センターとして利活用する方針が決定し、大島小学校が廃校となったので、廃止する。</p> <p>次に、項目番号11については、昨年度までは「社会の変化に対応した多様な教育の推進」としていたが、「小中学生の学力向上」に改め、児童生徒個々の学力の特徴や改善点を客観的に把握するため、新たに標準学力調査を実施し、指導方法の改善に役立てていく。</p> <p>次に、項目番号12の「地域で学び育てる教育と県立特別支援学校との連携」については、次の項目番号13の「特別支援教育の充実と一貫した支援システムの構築」の中で、引き続き取り組んでいくので、項目番号13に含めることにしている。</p> <p>次に、項目番号18の「学校給食施設建設の検討」については、小学校調理場が昭和52年から昭和61年にかけて建設され、築30年を経過し、老朽化が進んでいることから、平成24年2月に「新居浜市給食施設建設検討準備委員会」を設立し、今後の方針について協議を行った結果、「自校方式」、「親子方式」、「センター方式」の3つの案について報告されている。今後、今年度、新たに設置される「新居浜市学校給食検討委員会」において、調査研究を行い、今年度末を目途に、最終的な報告が提出される予定になっている。</p> <p>最後に、項目番号21の「運動部活動競技力向上の推進」については、優秀な中学生の市外流出を防ぐために、バスケットボール、バトミントン、駅伝の優秀な指導者を招聘し、レベルアップを図るとともに、各高校の部活動に対して補助金を交付し、部活動の競技力の向上に努めていく。</p> <p>消防本部は、火災等の災害から市民を守るため、第五次長期総合計画に基づき、「消防体制の充実」に向けて取り組んでいく。</p> <p>消防本部では今年度の新規項目として「北消防庁舎の整備」を追加し、計8項目、そのうち4項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号2「消防団の活性化」については、遠隔地である別子山地区の消防団詰所については、各種諸問題を解決し平成25年度に成、瀬場、肉淵の3か所の詰所を統合し、別子小中学校の敷地内に新築移転工事に着手する予定である。</p>
-----	--

出納室長	<p>次に、項目番号3「専門職員の養成」については、複雑多様化する各種災害に対処するため、消防大学などへの研修派遣、各種資格の取得など計画的な養成を行い、消防救急活動の高度化を図る。</p> <p>次に、項目番号6、新規項目の「北消防庁舎の整備」については、北消防署旧庁舎が平成24年度に実施した耐震二次診断において、耐震性能が不適合と判定された。消防庁舎は災害の初期段階より正常にその機能を果たさなければならず、昨年8月に南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等の被害想定が発表され、本市においても甚大な被害の発生が想定されることから、耐震性能を備えた災害活動拠点としての安全性の高い施設整備が重要であるため、今年度から執行方針に追加し、消防庁舎の整備に向けて各関係部局と検討を進めていく。</p> <p>最後に、項目番号7「消防救急無線のデジタル化」については、電波法の改正により、平成28年5月31日までに現在のアナログ方式からデジタル方式へ移行することとなり、今年度から黒島海浜公園内に基地局を整備するとともに、車両積載無線機の取り付けを行う。</p> <p>出納室は「厳正かつ効率的な会計事務」を確実に執行するため、現金及び物品の出納・保管並びにこれらに関する会計事務を適法かつ適正に処理することで、正確性、透明性を確保した信頼される会計事務の執行を基本に、取り組んでいく。</p> <p>支出証憑の審査にあたっては、法令または契約に違反しないか、正当な債権者であるか、金額の算定に誤りがないかなど厳正なチェックを行い、支払遅延防止法に抵触しない適正な支払を実施していく。</p> <p>なお、支払関係事務については、日常の審査業務等を通じて絶えず見直しを図っていく。</p> <p>また、公金の保管については、ペイオフ全面解禁対応方を順守し、安全かつ確実な出納保管に努めていく。</p> <p>なお、出納事務研修会を4月11日に予定しており、新しく証憑の作成担当となった職員及び所属長にも参加していただき、歳入・歳出に係る事務の公正、確実かつ迅速な執行を図っていきたいと考えている。</p>
------	--

<p>監査委員事務局 長</p>	<p>監査委員事務局は、すでに4月1日付メールでお知らせしているように、平成25年度の監査実施においては、一層の公正で合理的かつ能率的な行財政運営確保のため、指摘にとどまらず、指導に重点を置いて実施する。</p> <p>特に重点項目として以下の5項目について取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算執行方針を踏まえ、行政改革及び効率的な行財政の執行がなされているか、経済性、効率性、有効性といった行政監査的な視点から実施する。 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき健全な財政運営が行われているか、4つの財政指標算出が適正になされているかを検証する。 3 法令遵守に基づく正確な事務処理が行われているか、特に、①収入事務、②補助金交付事務、③契約業務、④物品管理、⑤公有財産の管理については、共通監査項目として、優先的に確認を行う。また、必要と認めたときは重点監査項目を部局単位で設定を行う。 4 前年度定期監査の指摘については指摘後の対応及び再発防止策（内部統制システムとして業務の適正化を確保するための体制が構築されているか）等について検証を行う。 5 行政の透明性確保と適正な運営に資するため、監査の結果について、市長をはじめ、関係機関に報告するとともに、各公民館や本市のホームページ等を通じ市民に公表する。 <p>以上5項目を重点項目として取り組んでいく。</p> <p>続いて、項目番号1「平成25年度 監査実施計画」については、各部局にお知らせしているとおり、平成25年度監査実施計画書に基づき、監査を実施していく。</p>
<p>農業委員会事務局 長</p>	<p>平成25年度農業委員会事務局は、ミッションとした「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る架け橋になるよう活動します。」を確実に実行するため、農業委員を中心に関係機関・団体の協力を得ながら農業・農家の利益代表機関として適切かつ積極的に活動していく。</p> <p>しかしながら、現状では、農業・農村をとりまく情勢は厳しく、農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大等、多くの課題に直面しており、こうした課題を解決していくために、農業の重要性や農業の持つ多くの役割を広く周知して、消</p>

<p>港務局事務局長</p>	<p>費者等にも理解を深め、関係団体等と連携して万全の対応を行う。</p> <p>また、持続可能な農業を実現するため、改正農地法等の適正かつ効果的な運用に努め、農地の確保と有効利用の促進、農業における幅広い人材の確保と養成等に取り組んでいく。</p> <p>執行方針としては、農地法関係の適正な運用外4項目としており、このうち3項目について説明する。</p> <p>まず、項目番号1の「農地法関係の適正な運用」について、農地は、食料の生産基盤であり、また、本来の機能保持に加え、自然災害を未然に防ぐなど地域の財産として市民生活の「安全と安心」に寄与している。このことは、農地法を遵守し、優良農地の確保と計画的な土地利用を図り、秩序が守られた結果において機能するものであり、「農地転用の業務」や「農地の権利移動」の適正かつ的確な執行と、各地域における日頃からの農地パトロールの強化や、耕作放棄地実態調査の実施により、新たな耕作放棄地、無断転用、ヤミ小作等の未然防止を図り、農地として利用促進に結び付くよう努めていく。</p> <p>次に、項目番号3の「農地の利用集積及び優良農地の確保」については、認定農業者等、本市の農業を支える適正な担い手への農地の流動化を促進するため、農業関係団体等と連携して、地域の情報をもとに農地の利用調整活動に取り組んでいく。</p> <p>最後に、項目番号4の「景観形成作物取り組み事業」については、遊休農地が年々増加している中、解消対策の一環として、市内3ヵ所の遊休農地で実施しているヒマワリ、菜の花、ポピーなどの景観形成作物の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児・高齢者等が自然と触れ合う場としての活用を図り、農地性の維持及び地域の景観保全に努めていく。</p> <p>港務局は、「産業と安心した市民生活を支える港湾の整備」を目指し、海の道として、また、人と物とのつながりの拠点として、賑わいのある港づくりの推進に取り組んでいく。</p> <p>具体的には、物流の高度化に対応した公共ふ頭の整備、また、市民及び利用者の安全確保が図られるよう港湾・海岸施設の適切な管理と長寿命化に努める。</p> <p>今年度は、水深7.5m耐震強化岸壁の本格供用に向けた泊地の浚渫や中須賀地区海岸の護岸改修、港湾施設の維持管理計画の策定等を行う。</p>
----------------	---

また、近年、経済のグローバル化による物流需要の増大やコンテナ化を始めとする輸送革新に対応した物流機能のより一層の充実や港湾内の浚渫土砂の処分場所の確保、臨海部における工業用地の不足などの新たな課題も多く出て来ている。

これらの課題に対応し、新居浜港の振興を図り地域経済の発展に寄与するため、新居浜港振興協議会を開催し、より多くの港湾利用企業・団体と意見交換を行い、よりよい港湾整備や港湾管理運営を行っていく。

続いて、港務局の執行方針は、5項目であるが、その内4項目について、説明する。

なお、重要事業及び懸案事項の新規及び廃止はない。

まず、項目番号1の「水深7.5m耐震強化岸壁の本格供用に向けての泊地浚渫の実施」については、物流需要や社会環境の変化に対応する公共ふ頭の整備として、新居浜港東港地区で、水深5.5m岸壁及び大規模地震対策施設であります水深7.5mの耐震強化岸壁の整備を行い、平成23年10月に水深5.5mでの暫定供用を開始した。

本年5月の本格供用開始に向けて、耐震強化岸壁前面の水深7.5m泊地（船の回頭エリア）の浚渫を進めるとともに、埋没が進んでいる既存の水深7.5m泊地についても、船舶の安全な航行を図るため、引き続き維持浚渫を行うこととしている。

次に、項目番号2の「中須賀地区海岸の護岸改修」については、中須賀地区海岸の護岸は、建設後約50年が経過し、老朽化が進み、護岸基礎部分においては、法覆いコンクリートが欠落し、護岸天端の波返し部分もずれが生じ、高潮時には護岸背後から海水が噴き出している。

加えて、護岸背後には住宅も近接しており、このままの状況で護岸を放置しておくことは大変危険である。

このようなことから、護岸の基礎部及び前面を補強し、護岸の安定を図ることとしている。

次に、項目番号3の「港湾施設の適切な管理と長寿命化」については、新居浜港務局が管理している港湾施設の内、105施設について、維持更新費用の最少化を図りつつ、供用期間にわたり安全かつ施設の機能を発揮できるよう、港湾施設の維持管理計画を策定する。平成23年度から着手し、今年度中の完了を目標としている。

<p>選挙管理委員会 事務局長</p>	<p>なお、今年度は、航路、泊地等の水域施設や護岸、臨港道路等49施設の維持管理計画の策定を予定している。</p> <p>最後に、項目番号4の「新居浜港港湾計画の改訂」については、平成11年に改訂した「新居浜港港湾計画」については、平成20年代半ばを目標年次としていることや本市の社会情勢等から、計画の改訂の必要性について検討を進めていく。</p> <p>選挙管理委員会事務局の、平成25年度部局執行方針について説明する。</p> <p>選挙管理委員会事務局は、選挙事務の適正な管理執行を確実に実行する事が重要であり、平成25年度は、本年7月28日に任期満了となる、項目番号の1「参議院議員通常選挙」について、今後の国の行方を左右する重要な選挙となることから、万全の準備を行うとともに、選挙事務の適正な管理執行を行っていく。</p>
<p>市長</p>	<p>それでは、各部局の執行方針については、以上のように決定する。進行管理の徹底をお願いしたい。</p>

(2) 平成25年度予算執行方針について（企画部）

<p>市長</p>	<p>次に、平成25年度予算執行方針について、企画部から説明をお願いします。</p> <p><企画部長が、別添資料、平成25年度予算執行方針関係資料に沿って説明></p>
<p>企画部長</p>	<p>平成25年度予算については、第五次長期総合計画に掲げる、都市像の実現に向けて、市長が公約に掲げている、7つの基本方針と16項目の政策に基づく施策事業の着実な推進を図るとともに、新たな政策課題にも対応できる弾力的な財政構造を構築できるよう、事業の選択と集中により重点化した予算配分としている。</p> <p>現在、国においては、日本経済の再生に向けて、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」のいわゆる「3本の矢」を一体的に実行していくこととしており、第1弾となる「緊急経済対策」については、地方自治体においても補正予算債の発行を含めた大規模な財政出動が求められていると</p>

ころであり、今後も、より一層の行財政改革を推進することにより、健全財政を堅持しなければならないと考えている。

それでは、内容に入りますが、まず、「第1 全般的事項」について、1の収支均衡による健全財政の堅持ということで、限られた財源で最大の効果を上げるよう、計画的・効率的執行に努め、健全財政を堅持すること。

2として、費用対効果の検証による事業の効率化と経費の節減に努めること。また、事業の硬直化を招くことの無いよう事務事業の改善・合理化に努めることとしている。

3の市民への情報公開と協働の推進として、市民に対し市政に関する情報を適切に発信、提供し、「地域コミュニティの再生」を通じた協働のまちづくりを積極的に推進すること。

4の規則等の遵守として、予算の執行に当たっては、「新居浜市予算の編成及び執行に関する規則」等を遵守すること。

5の予算の補正については、原則として制度改正等、真にやむを得ないもののみを認めることとしているが、市長公約の48事業については、事業の熟度が低いなどの理由から当初予算に計上できていないものについては、補正予算で対応することとし、すでに6月補正予算の編成で通知しているところである。

6の資金管理の効率化とペイオフ対策として、「新居浜市公金管理基準」などにに基づき、適切に対応するよう留意することとしている。

次に、「第2の歳入に関する事項」では、特に留意していただきたい点についてのみ説明する。

3の国（県）支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な特定財源の確保と情報収集に努めること。

3ページ 5のその他収入につきましては、他の自治体で導入事例の多い、庁舎や公共施設の空きスペースなどを活用した新たな広告事業について、積極的に取り組むこと。また、自動販売機については、今後とも、設置業者の選定をする際には、基本的にはプロポーザル等の入札を実施し、増収に努めることとしている。

次に、「第3の歳出に関する事項」では、1の執行計画については、各部局における自主管理、責任執行体制を基本として、「予算の編成及び執行に関する規則」に基づき、執行計画を作成し、計画的な執行管理に努めることとしている。なお、作成した執行計画のうち施策・公共・単独の委託料、工事請負費、公有財産購入

費、建設事業に係る補償費については、財政課予算担当まで提出していただきたい。

次に、2の予算の執行について、(2)の公共事業等の計画的な執行については、年度内執行を原則として、より計画的な執行を図るとともに、地域経済に配慮し、早期発注・早期完成に努めること。特に国においては、緊急経済対策に係る15か月予算を編成し、公共事業等の前倒しによる切れ目のない景気対策を推進しており、本市もこれに対応するため、先の3月議会で追加補正措置をしているため、迅速かつ円滑な発注に留意すること。

(4)の執行手順と点検については、イの予算執行について、予算執行早見表及び出納事務マニュアルを確認のうえ、事務に遺漏のないようにすることとしている。

次に、6ページ、3の予算流用では、みだりに行うことなく、当初想定外の事由による予算不足については、原則として予算補正で対応することとし、緊急を要する場合など、流用は必要最小限に留めること。やむを得ず流用する場合においても、予算が不足することとなった具体的な記載の無いものは受け付けないこととしている。

次に、4の、その他の事項では、(1)10か年事業計画の変更が必要になるものは、事前に総合政策課、財政課と協議すること。特に国・県の制度改正及び予算措置の見直し等で補助金、負担金が縮減される場合は、速やかに協議すること。

また、執行方針には記載していないが、7月からの電力料金の引き上げについては、12月補正での対応を考えている。

合わせて、26年4月の消費税の引上げに向けた動向を見ながら、経済的な判断から10か年実施計画を前倒して執行した方がよいものについても補正を検討する考えである。

最後に、予算執行の適正を期するためにも、各部局においては、関係法令を遵守するとともに、綱紀の厳正な保持に努めるよう、重ねてお願いする。また、市議会、監査委員、会計検査院等の意見又は指摘事項に十分留意し、適正な予算執行に努めていただきたい。以上が平成25年度予算執行方針の概略ですが、本日の庁議で決定後、掲示板に掲載するので、各部局内で周知徹底をお願いしたい。

市長

平成25年度予算執行方針については、説明のとおり決定する。

3 連絡事項

「新居浜市地域防災計画（平成24年度修正版）」について

市民部長	<p>平成25年3月1日開催された新居浜市防災会議において、新居浜市地域防災計画が修正され、この度、計画書ができたので各部長及び各課所室に配布させていただきます。</p> <p>従来、震災対策編・水害対策編・資料編で構成していたが、新たに津波災害対策編を追加している。各部局においては、本計画を踏まえて、応急活動体制の整備等に取り組んでいただくようお願いしたい。</p>
市長	<p>最初にも申し上げたが、庁議が最終の意思決定機関なので、重要案件については、その都度、庁議に掲げたいと思うので、みなさんの熱心な議論をお願いしたい。</p> <p>これで本年度第1回庁議を終わります。</p>